

高梁市養護老人ホーム成羽長寿園身体拘束に関する指針

令和5年6月9日

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 理念 ～身体拘束の原則禁止～

身体拘束は入所者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。したがって、入所者の尊厳重視の理念に基づき、身体的、精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急時でやむを得ない場合を除き原則として実施しない。

緊急時でやむを得ない場合においても、次の3要件すべてを満たした場合に限ることとする。

- ①切迫性：入所者またはほかの入所者の生命または身体の危険がさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと
- ③一時性：身体拘束が一時的なものであること

(2) 方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要を除くように努める。

- ①入所者の理解と基本的なケアの向上により身体拘束はすぐに解く。

入所者の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くために対策を実施する。

- ②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努める。

園長、主任支援員等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識、技能の水準が向上する仕組みを作る。特に認知症及び認知症による行動心理症状について施設全体で習熟に努める。

- ③身体拘束適正化のために入所者、身元引受人等と話し合う。

入所者、身元引受人等にとっても居心地のいい環境、支援について話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考える。

(3) 身体拘束に該当する具体的な行為

身体拘束は、次のような行為をいう。

- ㊸徘徊しないように、車椅子、椅子、ベッドに四肢をひも等で縛る。
- ㊹転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ㊺自分で降りられないようにベッド柵を（サイドレール）で囲む。
- ㊻点滴等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

- ㊸点滴等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型手袋などをつける。
- ㊹車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、T字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ㊺立ち上がる能力のある人の立ちあがりを妨げるような椅子を使用する。
- ㊻脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ㊼他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢などをひも等で縛る。
- ㊽行動を落ちつかせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ㊾自分の意志で開くことのできない居室等に隔離をする。
- ㊿制止や叱責など言葉による拘束する。
- ㊿眠剤・安定剤の過剰投与や不適切な投与で身体をコントロールする。
- ㊿その他「3.」で示す身体拘束検討委員会が身体拘束と認めたもの。

2. 身体拘束検討委員会設置及び開催

高梁市養護老人ホーム成羽長寿園身体拘束検討委員会規程（内規）に則り、身体拘束検討委員会を設置し、次のとおり協議する。なお、入所者の身体拘束の実施がない場合でも、委員会は3か月に1度以上の開催とする。

（1）入所者の身体拘束の実施に関すること

入所者の身体拘束の実施の判断及び施設の身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認、改善を検討する。また、過去に身体拘束を実施していた入所に係る状況の取り組みを含む。特に緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合（これから実施する場合を含む。）には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を満たしているかを具体的に確認する。

（2）委員会の構成

委員長：園長（統括管理、統括責任者）

委員：主任支援員（支援方法の工夫、記録とその活用）

主任生活相談員（身元引受人等との連絡調整、会議記録及び調整記録）

看護主任（医師、医療機関との連携、本人及び身元引受人への説明）

栄養士（栄養管理からの取り組み）

その他（嘱託医師、給食調理員）

（3）委員会の検討内容

㊿現状の確認及び前回の振り返り

㊿3要件の確認

㊿入所者の心身への弊害及び身体拘束をしない場合のリスクの評価

- ㊤身体拘束をしない場合の代替案
- ㊦身体拘束が必要と判断した場合は、医師・身元引受人等との意見調整の進め方
- ㊧身体拘束を実施した場合の解除に向けての方法
- ㊨意識啓発や予防策
- ㊩その他必要な事項

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成、説明、保管するほか、委員会の結果について職員全員に周知徹底する。

3. 身体拘束を実施する場合

前項に定める高梁市養護老人ホーム成羽長寿園身体拘束検討委員会において緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施すると判断した場合には、同委員会において次の項目について具体的に示すとともに、入所者、身元引受人等へ説明を行い書面で確認を得る。また、身体拘束の実施状況や入所者の日々の状態（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録しておき、入所者、身元引受人等が開示を求めた場合は速やかに開示する。

- ・拘束が必要となる理由（個別状況）
- ・拘束方法（場所、行為、部位、内容）
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束の開始及び解除の予定（特に解除の予定が必要）

4. 身体拘束適正化のための研修

身体拘束の適正化のため、職員全員年2回以上の定期的な研修を実施する。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、内容（概要）等を記載した記録を作成し、職員全員で共有する。

5. その他

本指針は、施設内に掲示を行うとともにホームページで公開し、常にすべて職員及び入所者等による閲覧が可能なようにしておく。

附則

この指針は、令和5年6月9日から施行する。

身体拘束実施記録

指針「2.」を実施する場合に作成

身体拘束実施対象者	
身体拘束開始日時	
解除予定日	
拘束が必要となる理由 (個別状況)	
拘束方法 (場所、行為、 部位、内容)	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
身体拘束解除日時	
その他	